

令和7年度 神戸市文化芸術団体支援事業 ～つなぐKOBЕ アート募金～ 募集要項

- 対象期間：令和7年4月1日（火）～令和8年3月31日（火）
- 申請受付：具体的な受付期間は設けていません。個別に対応しますので、電子メールでご相談ください。

神戸市文化スポーツ局文化交流課 bunka@city.kobe.lg.jp
〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5-1（神戸市役所 1号館 19階）

神戸市では、豊かで質の高い市民生活の実現や、都市の魅力の向上・発信を目指して、「芸術・文化・スポーツを楽しむまちづくり」を推進しており、文化・芸術の振興のため、様々な取り組みを行っています。

音楽や美術、舞踊などの文化芸術を市民が鑑賞する機会を提供する活動に主体的に取り組んでいる団体を支援するため、ふるさと納税を通じて広く寄附を募集し、その寄附金を財源として団体の活動に対し、助成金を交付する「神戸市文化芸術団体支援事業」の利用団体を募集しています。

神戸市

事業の概要

本市では、多くの文化芸術団体が、市民が音楽や美術、舞踊などを鑑賞する機会の充実に資する活動に主体的に取り組み、神戸の文化芸術の振興に寄与されています。その中には、活動を継続的・発展的に展開するための財源不足に悩まされている団体もあります。

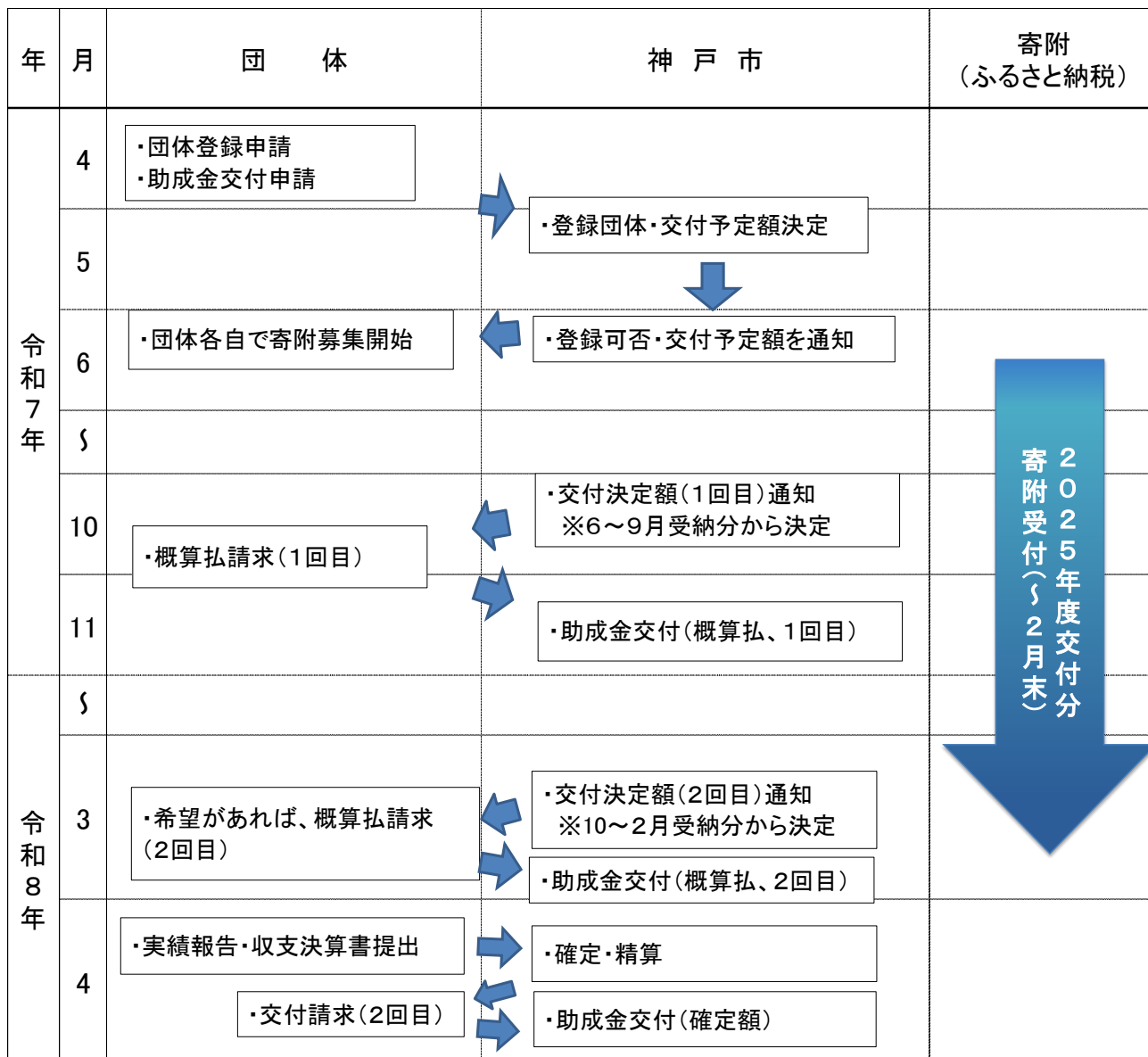
「神戸市文化芸術団体支援事業」は、このような団体と、神戸の文化芸術を支えたい市民の皆さまをつなぐため、ふるさと納税を通じて広く寄附を募集し、その寄附金を団体への助成金として役立てます。

目次

1. 事業の流れ	・・・ 1
(1) 団体登録・助成金交付の申請	・・・ 2
(2) 登録団体の選考・決定	・・・ 4
(3) ふるさと納税（寄附）の募集開始	・・・ 4
(4) 助成金の概算払	・・・ 5
(5) 事業報告・助成金精算	・・・ 5
2. 申請内容の変更等について	・・・ 6
(1) 登録団体の変更等について	
(2) 助成対象事業の変更等について	
3. その他	・・・ 7
(1) 交付決定の取消し	
(2) 書類の整備等	
4. よくある質問	・・・ 8

1. 事業の流れ

イメージ図（4月に申請した場合）



※4月以外の申請も可能です。個別にご相談ください。

※上記とは別に登録団体は事業報告書等の提出が必要です。

(毎事業年度の最終日から3ヶ月以内)

※システムの都合上、令和7年度の寄附受付期間は下記のとおりとなります。

令和7年4月1日(火) 12:00 ～ 令和8年2月27日(金) 16:00

(1) 団体登録・助成金交付の申請（令和7年4月中旬）

市内に活動拠点を有するなどの申請要件を満たす文化芸術団体を対象とします。活動の支援を希望する団体は、団体登録および助成金交付にかかる申請書類を提出してください。

団体登録申請

＜申請要件＞

次に掲げる項目の全てに該当すること。

(1) 下記のいずれかの法人であること。

A. 公益社団法人または公益財団法人

B. 特定非営利活動（NPO）法人

C. 非営利型の一般社団法人または一般財団法人で、3年以内に公益法人への移行を理事会等で意思決定している法人

D. 令和5年度又は令和6年度に「まちの再生・活性化に寄与する文化芸術創造支援助成」の交付決定を受けた任意団体等

(2) 神戸市内に主たる事務所を有し、神戸市内を拠点として活動していること。

(3) 文化芸術での1年以上の活動実績があること。

(4) 趣味の教室又はカルチャー教室その他これに類するものを主たる活動としている団体でないこと。

(5) 団体同士の交流又は会員の親睦等限られた範囲を対象とした共益的活動を主たる活動としている団体でないこと。

(6) 学会・学校教育の一環の活動等学術的な活動を目的とした団体でないこと。

(7) チャリティー・ボランティア活動を主たる目的とした団体でないこと。

(8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。

(9) 認定法、NPO法及びその他法令に基づく報告等が、所轄庁又は行政庁に対して適切に行われていること。

(10) 市税及びその他の租税を滞納していないこと。

(11) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、又は暴力団もしくはその構成員（暴力団の構成員又はその構成員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）の統制下にある団体でないこと。

＜団体登録申請に必要な書類＞

	申請団体の種類 (登録の申請要件(1)のいずれか)			
	A (公益)	B (NPO)	C (一般)	D (まち)
①団体登録申請書(団体登録様式第1号)	○	○	○	○
②団体の概要書(団体登録様式2号)	○	○	○	○
③定款、規約、会則、寄附行為又はこれらに類するもの	○※	○※	○	○
④登記事項証明書	○	○	○	
⑤前(直近)事業年度の事業報告書	○※	○※	○	
⑥前(直近)事業年度の収支計算書	○※	○※	○	
⑦直近の役員名簿、社員(構成員)名簿 (Dは団体・代表・事業に参画する主なメンバーの略歴と1年以上の活動実績(様式自由 A4 紙 2 枚程度))	○※	○※	○	○
⑧令和7年度の事業計画書	○※	○	○	○
⑨令和7年度の収支計算書	○※	○	○	○
⑩活動実績のわかるもの(パンフレット、新聞記事等 HP等で確認できる場合は省略可)	○	○	○	○
⑪公益法人への移行を意思決定した資料 (理事会の議事録など)			○	
⑫兵庫県税務所に提出した設立等申告書の控え(写し)			○	
⑬令和5年度又は令和6年度「まちの再生・活性化に寄与する文化芸術創造支援助成」の交付決定通知書				○

※A または B の団体は、欄内に※が記載された書類は、行政庁又は所轄庁へ提出した書類と同じものを提出してください。

助成金交付申請

＜助成金交付申請に必要な書類＞

- ・助成金交付申請書(助成金交付様式第1号)
- ・令和7年度の事業計画書
- ・令和7年度の収支予算書

（２）登録団体の選考・決定（令和７年５月上旬）

団体登録の可否とともに、助成金の交付予定額を決定し、通知します。

① 書類選考

申請書類の内容が、神戸市文化芸術団体支援事業助成金交付要綱および団体登録要綱、ならびに本募集要項に定める要件に該当するかどうか、確認します。

さらに、下記の事項に適合するかなどの観点からも選考します。

- ・ 広く市民に対し、文化芸術等を鑑賞する機会の提供を行っていること
- ・ 本市における文化芸術の継承、発展及び創造に寄与する活動を行っていること
- ・ 活動や組織の持続的な発展が期待されること

② 登録団体および助成金交付予定額の決定

上記の選考を踏まえ、登録の可否および助成金の交付予定額を決定し、助成団体に対し通知します。

なお、ここでいう「交付予定額」とは、集まった寄附金を財源として助成団体に対し交付することができる助成金の上限額であり、その金額の助成金の交付を約束するものではありません。

$$\text{寄附目標額（D）} = \text{交付予定額（D} \times 9/10\text{）} + \text{事務費徴収分（D} \times 1/10\text{）}$$

（３）ふるさと納税（寄附）の募集開始（令和７年６月頃～）

「神戸市文化芸術団体支援事業」として、登録団体に対するふるさと納税（寄附）の受付を開始します。寄附の募集にあたっては、本事業のホームページにおいて、各団体から申請時に提出いただいた「団体の概要書」、および登録団体の一覧を公開します。

寄附は「ふるなびクラウドファンディング」のポータルサイト上で受け付けます。

なお、前年度からの継続団体は、４月から募集開始となります。

※本市では、本事業の広報および登録団体一覧等の情報公開は行いますが、個別の団体の寄附募集のためのPR等を行いません。登録団体自ら、ホームページ等を通じて活動内容等をPRしていただきます。

※寄附受付は事務の都合上、毎年２月末で一旦終了します。（４月より再開）

システムの都合上、令和７年度の寄附受付期間は下記のとおりとなります。

令和７年４月１日（火） 12：00 ～ 令和８年２月２７日（金） 16：00

ふるさと納税（寄附）の返礼品

本制度は、返礼品なしの運用となります。

登録団体からお礼状やニュースレター等を送ることは可能ですが、金銭的価値のあるものは、ふるさと納税の返礼品に該当するため、登録団体から送ることは認められません。疑義があるものについては、事前にご相談ください。

(4) 助成金の交付（令和7年11月頃、令和8年3月頃）

集まった寄附金の金額をもとに、助成金の交付額を決定し、助成団体に通知します。それを受けて、助成団体は、助成金（概算払）請求書を提出してください。なお、決定額の通知については、助成活動の属する年度の前期（寄付募集開始日から9月末まで）及び後期（10月1日から2月末日まで）に集まった寄附金額をもとに、前期及び後期の2回に分けて行います。（助成金を概算払いしなかった場合は、交付額確定後、助成金を交付します。）

寄附金の原則1割を、本事業の運営等に必要な経費に充当させていただきます。

<助成金交付に必要な書類>

- ・助成金（概算払）請求書（助成金交付様式第9号）

(5) 事業報告・助成金精算（令和8年4月頃）

助成団体から提出された実施報告書、収支決算書等を精査の上、交付額を確定します。

助成金実績報告書等の提出（当該助成活動の属する年度の終了後1ヶ月以内）

- ・助成金実績報告書（助成金交付様式第10号）
- ・助成金の交付決定額（前期及び後期の合計）とその精算額が分かる書類
- ・活動実施報告書
- ・収支決算書

事業報告書等の提出（毎事業年度の最終日から3ヶ月以内）

- ・団体事業報告書等届出書（団体登録様式6号）
- ・事業報告書
- ・収支計算書

助成金額の確定等

実績報告書等の書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、助成事業等の成果が助成金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するか否かを調査し、適合すると認めるときは、助成金等の交付額を確定し、助成金額確定通知書により速やかに助成団体に通知します。（交付決定額と交付確定額が同額である場合は、確定通知書を省略します。）

ただし、既に交付確定額を超える助成金が概算払いされていたときは、交付確定額を超える額を、通知を受けた日から **10日以内**に、納付書により返還していただきます。

2. 申請内容の変更等について

(1) 登録団体の変更等について

団体の概要書の内容に変更があったときは、下記書類を提出してください。

<必要な書類>

- ・ 団体登録変更届（団体登録様式5号）
（変更に伴い、行政庁又は所轄庁に提出した書類があれば、その写しを添付すること）

(2) 助成対象事業の変更等について

変更するとき（令和7年12月末まで）

助成団体は、助成事業等の内容若しくは遂行計画又は助成事業等に要する経費の配分を変更（※軽微な変更を除く。）するときは、下記の書類を提出してください。※軽微な変更は、以下のとおりです。

- ① 助成目的の達成のために、効率的又は能率的に事業を実施する上で、やむを得ず生じてくる経費配分の変更
- ② 助成目的の達成のために、効率的又は能率的に事業を実施する上で、やむを得ず生じてくる事業計画の変更

<必要な書類>

- ・ 助成事業変更承認申請書（助成金交付様式第4号）
- ・ 変更後の事業計画書又はこれに代わる書類
- ・ 変更後の予算書又はこれに代わる書類

中止・廃止するとき

助成団体は、補助事業等を中止又は廃止するときは、書類を提出してください。

<必要な書類>

- ・ 助成事業（中止・廃止）承認申請書（助成金交付様式第5号）

なお、助成事業の中止、廃止の承認を受けた場合は、10日以内に助成金実績報告書を提出してください。

3. その他

(1) 交付決定の取り消し

助成団体が下記のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、助成金交付決定（取消・変更）通知書により通知します。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金等の交付を受けようとし、又は受けたとき。
- (2) 助成金等を他の用途に使用したとき。
- (3) 助成金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 221 条第 2 項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (5) 助成事業者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同条第 6 号に規定する暴力団員であることが判明したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、法令、条例若しくはこの規則の規定に違反したとき又はこの規則の規定に基づく市長等の指示に従わなかったとき。

なお、上記については、助成金の交付額の確定があった後においても適用しますのでご注意ください。

また、助成金の交付を取り消した場合において、既に助成金を交付しているときは、期限を決めて助成金を返還していただきます。

(2) 書類の整備等

助成団体は、事業実施等に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、助成金額確定の通知を受けた日から、5年間保存してください。

4. よくある質問

Q. 申請の提出が4月に間に合いません。5月以降は申請できませんか。

A. 個別に対応しますのでご相談ください。

Q. 団体登録申請と助成金交付申請は同時ですか。それとも登録の決定通知が届いてから、助成金交付申請を行うのですか。

A. 同時に提出してください。

Q. 助成金交付申請はせず、団体登録のみも可能ですか。

A. 団体登録のみの申請は想定していませんが、事業実施時期が未定の場合など、ご相談ください。

Q. 何年か続けて団体登録と助成金交付申請をしたいが、毎年申請は必要ですか。

A. 団体登録の有効期間は、登録の通知のあった日の含まれる年度の翌々年度末までとなっています。それ以降は、団体登録更新申請書（団体登録様式7号）を提出してください。助成金交付申請は毎年行ってください。

Q. 助成申請額よりも寄付金が多く集まった場合、増額が認められますか。

A. 令和7年 12 月末までに助成申請額増額の変更届を提出し、承認されることが条件となります。

Q. 団体登録申請時の事業計画書・収支計算書と助成金交付申請時の事業計画書・収支予算書は同じものですか。また、登録団体事業報告時と実績報告時の資料についても同じものですか。

A. 異なります。団体登録申請時は団体の事業計画書・収支計算書を、助成金交付申請時は助成事業にかかる事業計画書・収支予算書を提出してください。登録団体の事業報告時、助成事業の実績報告時も同様です。

Q. 団体登録していて、助成金交付申請していない年度の登録団体事業報告書は必要ですか。

A. 毎年度提出が必要です。